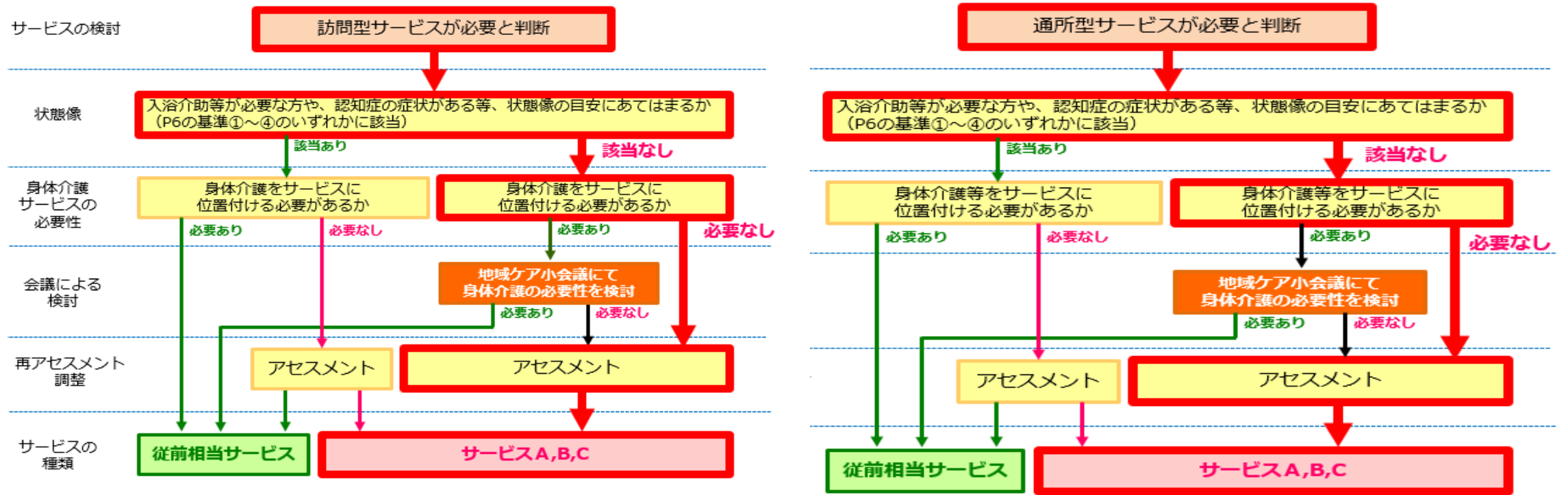


サービスA、B、Cを選択する場合のフロー図のイメージ



【考え方】

- 1.状態像の目安①～④に該当しない。
- 2.身体介護をサービスに位置付ける必要がない。
- 3.計画作成担当者(介護支援専門員等)が再アセスメントにより、必要がないと判断。



サービスA、B、Cの利用が想定されます。【取扱いは従来どおり】

利用者・家族に説明し、意向を確認した上で、1～3の内容を支援経過記録に記載